

## <いじめを見逃さない>ための取り組み

※基本方針3(2)

学校での日頃の情報交換(日々)

いじめの種を見つける調査(毎月)

ふれあいタイム(年6回)

学校生活アンケートの活用(年2回)

## いじめの認知

※基本方針3(3)【緊急対応】

### <緊急対応>

※現場で認知した場合※ 現場で対応できる教職員が行う。

情報共有・管理職及び児童指導部へ報告

なし

Q いじめ重大事態の疑いがあるか?

あり

※基本方針4(2)

### <いじめ対応チーム>

いじめを最初に認知した教職員、当該学年職員で対応開始。

- ・対象児童の保護・支援
- ・関係児童への指導
- ・保護者との情報共有

※基本方針3(3)「<いじめをなるべく早く、しっかり解決するための取り組みのポイント>を意識して対応にあたること

管理職が教育委員会へ報告し、指示を仰ぐ

※基本方針5

### <特別事案対策部>

※教育委員会が学校主体調査と判断した場合※

- ・重大事態調査

※対象児童・関係児童への支援や再発防止に向けた取り組みは、並行して学校全体で取り組むこと

重大事態化(欠席30日以上経過など)

Q 今のメンバーで対応しきれるか?

できる

できない/不安

随時状況確認

管理職・児童指導担当が以下対応・サポート

- ・対応チームのメンバー拡充
- ・「再発防止に向けた見守り」を学校全体で対応
- ・「対象児童・関係児童への支援」について専門機関へ協力要請 等

適宜連携

市教育委員会

茅ヶ崎警察署

医療機関

市青少年相談室

対応完了 ✓事実確認 ✓指導 ✓再発防止(関係調整・環境調整) ✓安定的・継続的な支援開始(適宜)

## <学校全体> (+関係機関)

継続的な見守り(経過観察)・支援・指導、いじめ防止の取り組み強化